

目 区 国 第 5 8 2 4 号
令 和 3 年 3 月 4 日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
委 員 （ 委 員 氏 名 ） 様

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 三 木 健 二

令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申について

目黒区国民健康保険条例及び目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正するにあたり、目黒区長から本協議会に対して令和3年2月18日付けにて諮問があったことについて、令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会を書面により開催し、下記のとおり、答申を行いましたのでご報告致します。

記

1 令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面開催）

令和3年2月18日（木）

議題

諮問事項1：目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

諮問事項2：目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則
について

※今回の協議会については、書面開催に係る判断を会長に委ねることについて委員の皆様にお諮りし、その結果を受けて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び緊急事態宣言下であることなどを勘案し、書面開催とさせていただきました。

書面開催にあたっては、諮問事項に係る内容説明（協議会資料）と委員からいただいた質問・意見並びにそれに対する事務局の回答も参考に、諮問事項に対する賛否を書面により回答いただく旨を令和3年2月18日付けの文書によりお願い申し上げたところ です。

令和3年3月4日（木）午後1時30分から

目黒区総合庁舎にて（会長のみ）

- ・採決（会長による各委員からの可否回答の確認・採決）
- ・答申（会長から区長代理（区民生活部長）に答申文を手渡）

※2月18日付けの目黒区長からの諮問事項に対して、過半数委員の皆様から「原案を可とする」旨の文書回答をいただきましたので、本件議案については、「原案を可とする」こととし、答申を行いました。（答申内容については、別添の答申文（写）のとおり）

※なお、諮問された事項に対して、2月24日までいただいた委員からの質問・意見は、事務局からの回答とともに既に2月25日付けにて委員の皆様へ事務局からお送りしたとおりです。

2 送付資料

- (1) 答申文（写）
- (2) 令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会における議案の採決等について
- (3) 事務局（目黒区国保年金課）からの連絡事項 **【注】**

3 その他

今回の書面開催による令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会についても通常の開催時と同様に議事録（要点筆記）を作成し、別途、署名委員（今回は三輪委員と渡邊委員）の確認をいただいた後に、区ホームページにて公開致します。

以 上

【事務局】 目黒区生活部国保年金課管理係 担当

電話番号 FAX 番号

【注】 一部の事務連絡に係る資料については、ホームページへの掲載を省略しています。